

令和5年度男性家事育児参画啓発「料理教室」開催業務 仕様書

第1 委託業務の名称

令和5年度男性家事育児参画啓発「料理教室」開催業務

第2 業務の概要

1 業務の目的

少子化が進行する中、安心して子どもを産み育てるための環境を整えることが急務となっており、我が県でも、あらゆる支援を講じていく必要があると考えている。

積極的に子育てをしたいという男性も増えてきている一方、男性の長時間労働や、家事育児は女性がするものといった固定的な性別役割分担意識による、いわゆる「ワンオペ育児」なども課題となっている。

育児や家事の負担を夫婦で分かち合うことで、女性の出産意欲や継続就業の促進、企業全体の働き方改革にもつながると言われており、令和4年版少子化社会対策白書では、子どもがいる夫婦は、夫の休日の家事・育児時間が長くなるほど、第二子以降の生まれる割合が高くなる傾向があるとされている。このため、男性の家事育児参画についての意識改革や啓発は非常に重要なものとなっており、令和4年度、それらの環境整備の一環として、男性が育休取得しやすいよう、「産後パパ育休」などの制度がスタートしたところである。

県でも、この機会に合わせ、子どもを産み育てやすい社会の構築に向けて、固定的性別役割分担意識が払拭され、育児や家事の負担を男性も一緒に担うことについての重要性を認識するとともに、家事・育児のスキルアップを図り、参加者の情報共有やつながりの場を創出するため、男性を対象とした「料理教室」を開催するもの。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

3 履行場所

仙台市内、仙南地域及び仙北地域

第3 業務内容

1 料理教室の実施

(1) 家事育児参画の重要性を認識するとともに、家事・育児のスキルアップを図り、参加者の情報共有やつながりの場を創出するため、男性を対象とした「料理教室」を開催するもの。

イ 実施回数：3回以上

ロ 実施場所：仙台市内、仙南地域及び仙北地域（それぞれの地域で1回以上開催すること）
※開催時期及び場所については、発注者と協議の上、決定すること。

ハ 対 象：県内在住の男性（既婚・未婚問わず）
※子どもと一緒にの参加も可とする。

ニ 参加人数：1回あたり25名程度（子どもが参加する場合、子どもの数も含む。）

ホ 食 材：参加人数分のメニュー及び食材を発注者と事前に協議し、準備すること。

- へ 講師：経験豊富な講師を選定すること。
- ト 管理運営：会場、食材、調味料、その他実施に必要な資材等の調整・調達を行い、料理教室実施のための運営及び管理を行うこと。
- チ その他：①原則として、料理教室参加者からの参加費の徴収は行わないこと。
②開催にあたっては、参加者に県が作成した男性家事育児参画啓発動画（※）を視聴させるとともに、参加者同士の意見交換の時間を設けなければならない。
③イベント賠償責任保険に加入すること。

※ 男性家事育児参画啓発動画「パパ ナイスデー！」

子育てしやすい宮城県の実現に向け、男性・父親や企業経営者に家事育児参画を幅広く意識し考えていただくきっかけとなるよう、宮城県が制作したもの。

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/dannseikaziikuzi.html>

(2) 参加者の募集及び広報について

参加者募集及び広報に関する業務は、発注者が行う。

(3) アンケートの実施

開催後は参加者に対するアンケートを実施するとともに、その結果を踏まえた事業実施結果の評価、考察を実施し、第5その他4に記載の「業務実施結果報告書」に添付すること。

なお、アンケート方法及び内容については、発注者と協議の上、決定する。

第4 成果の帰属及び秘密保持

1 成果の帰属

本業務により得られた成果は、発注者に帰属するものとする。

2 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、業務中及び完了後も、業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

3 個人情報の保持

受注者は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第5 その他

1 料理教室の実施に係る一切の費用は委託費に含むものとする。

2 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得たときはこの限りではない。

再委託について県の承諾を得る場合には、再委託先の概要、体制、責任者及び業務内容を明記の上、事前に書面で県に申請すること。

3 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。

4 受注者は、業務終了後、速やかに本業務の成果物として「業務実施結果報告書」を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。